



令和6年度赤い羽根 ポストコロナ社会に向けた福祉活動応援助成 神奈川県共同募金会 配分申請要項

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣 旨

長期化した新型コロナウイルスや、急激な物価高騰の影響による経済状況の悪化等により顕在化した経済的困窮や社会的孤立といった問題は、ポストコロナ社会においても喫緊の課題として早急な対応が求められています。

コロナ禍以降、神奈川県共同募金会では、さまざまな生活課題を抱える方々を支援する活動を応援してきました。令和6年度も引き続き、地域社会の中で継続的に行われる生活支援等の活動に対し、本要項に基づく配分事業を実施します。

2 実施主体

神奈川県共同募金会

3 協 力

神奈川県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

4 配分対象団体

こども食堂、学習支援、居場所支援、フードパントリー等、地域において子どもや家族、生活に困窮する方々等に対する支援活動を実施している民間非営利団体で、法人格の有無は問いません。

※営利を目的とする企業、団体は対象外

※申請時点で団体が設立されており、配分対象活動（事業）の実施体制が整っていること（活動年数は不問）

5 配分対象事業

昨今の社会情勢下において、経済的困窮や孤立といったさまざまな生活課題を抱える方々、外国にルーツのある方々等を支援する活動で、事業の緊急性およびその活動に伴う経費の必要性が認められるもの。（団体の通常活動は対象となりません）

6 配分対象となる事業の実施期間

令和6年4月～令和7年3月末

7 対象経費

今回、配分対象となる事業を実施するために必要とされる下記の費用を対象とします。

- ・ 食材や弁当容器等の消耗品を購入した費用
- ・ 参加したボランティアの交通費（実費）
- ・ 活動に使用した会場の賃借料
- ・ 食品やお弁当等の配送経費
- ・ ボランティア行事用保険料 など

※会場の賃借料については、貴団体および団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

8 対象とならない経費

- ・ 講師やボランティアへの謝金、人件費
- ・ 平常時の活動に使用することを主たる目的とする機器の購入費、
- ・ ボランティア活動保険料
- ・ 単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る費用
- ・ 補助金などの公的資金や他の助成金が充当される費用
- ・ 配分対象期間外に支出した費用
- ・ 団体の通常活動のための経費や、団体の維持・管理のみを目的とした経費 など

9 配分額 1 団体 20 万円以内（申請期間内に 1 回のみ申請可）

1 0 申請方法および配分決定等

- ・ 別紙申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで郵送で送付してください。
- ・ 配分の可否については、本会で審査のうえ結果通知を郵送いたします。
- ・ 配分金は、事業終了後の精算払いとなります。事業終了後 1 カ月以内に所定の活動・精算報告書および配分対象となる経費についてすべての領収書のコピーを提出ください。
- ・ 活動について虚偽の報告等があった場合は、配分決定を取り消すことがあります。

1 1 申請期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 14 日（金）

1 2 決定時期

原則として申請より 1 カ月以内

【申請書提出先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825

神奈川県横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター

【問い合わせ先】

TEL 045-312-6339

Email info@akaihane-kanagawa.or.jp